

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.68)

1 日 時 令和5年8月25日(金)  
午前10時00分 開会  
午前11時04分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

### 3 出席委員(8人)

委員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	日 野 雄 二
委 員	渡 辺 修 一	委 員	泉 日 出 夫
委 員	小 宮 けい子	委 員	山 内 涼 成

### 4 欠席委員(0人)

### 5 委員外議員(2人)

議 長	鷹 木 研一郎	副 議 長	成 重 正 丈
-----	---------	-------	---------

### 6 出席説明員

副 市 長	稲 原 浩	総 務 局 長	田 中 規 雄
総 務 部 長	塩 塚 博 志	総 務 課 長	荒 田 政 二
議会担当課長	菊 原 康 弘		

### 7 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	馬 場 秀 一
総 務 課 長	藤 富 誠 吾	議 事 課 長	木 村 貴 治
政策調査課長	森 幸 二	議 事 係 長	福 留 圭 一
書 記	廣 池 和 哉		外 関 係 職 員

## 8 付議事件及び会議結果

番号	付議事件	会議結果
1	9月定例会（9月1日招集）について (1)市長提出議案について (2)議員提出議案（付託を行うもの）について (3)北九州市、門司区、若松区及び戸畑区選挙管理委員並びに同補充員の選挙について (4)会期日程について (5)本会議の説明員について	(1)資料No.1のとおり確認。 (2)提出されていないことを確認。 (3)資料No.2のとおり確認。 (4)資料No.3のとおり確認。 (5)資料No.4のとおり確認。
2	決算特別委員会の構成と役職について	資料No.5のとおり確認。
3	9月1日の議事日程について	資料No.6のとおり確認。
4	議会運営上の協議事項について (1)本会議（一般質問）のオンラインでの実施について（No.8） (2)発言者席の常設について（No.10） (3)予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保について（No.12） (4)傍聴席での飲水について（No.19）	○協議事項の進め方について、3会派以上が提案に賛成しなかった事項は現行どおりの取扱いとすること。半数以上の会派が提案に賛成した事項は、委員間で討議し、再度各会派で協議のうえ、全会派一致で賛成とならなければ現行どおりの取扱いとすることを確認。 ○(1)及び(4) 各会派で協議のうえ、次回委員会で意見を表明してもらうよう依頼。 ○(2)及び(3) 現行どおりの取扱いとすることを決定。
5	その他 (1)避難訓練について (2)次回委員会について	(1)資料No.8のとおり、9月1日の本会議散会後に行うことを確認。 (2)9月5日の午前10時に開催することを確認。

## 9 会議の経過

○委員長（中村義雄君）開会します。まず、9月定例会についてを議題とします。市長提出議案について、執行部の説明を求めます。副市長。

○副市長 9月市議会定例会を9月1日に招集させていただきこととし、本日、招集告示及び議案送付をさせていただきました。執行部提出議案といたしましては、決算議案28件、専決処分の報告議案1件、条例議案4件、一般議案14件、補正予算議案4件、合計51件を予定しております。予定しております人事議案につきましては、また改めて御相談させていただきます。

議案の概要につきましては、総務局長から御説明をさせていただきます。

○委員長（中村義雄君）総務局長。

○総務局長 それでは今回提出を予定しております議案について御説明させていただきます。

（資料ナンバー1の令和5年9月市議会定例会提出議案、令和4年度北九州市決算、令和5年度9月補正予算案のとおり説明）

○委員長（中村義雄君）では、そのとおり確認します。

次に、議員提出議案について、事務局の説明を求めます。政策調査課長。

○政策調査課長 委員会付託を要する議員提出議案は、本委員会の前日までが提出期限でございましたが、提出はございません。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、北九州市、門司区、若松区及び戸畑区選挙管理委員並びに同補充員の選挙について、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー2を御覧ください。北九州市、門司区、若松区及び戸畑区選挙管理委員並びに同補充員の任期が、令和5年10月28日をもって満了になることに伴い、それぞれの選挙管理委員会委員長から後任者の選挙の執行について通知がっております。市及び各区の委員及び補充員の定数はそれぞれ4名で、任期は4年です。選挙については、9月定例会最終日の議事日程を協議する本委員会で、候補者名簿確認の上、先例65により指名推選の方法で、定例会最終日をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、会期日程について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。令和5年9月定例会の会期日程案は、9月1日から10月3日までの33日間でございます。

まず、9月1日は、市歌斉唱、人事紹介を行ったのち、本会議を開会し、諸報告、会期の決定の後、市長提出議案を一括上程し、市長の提案理由説明でございます。

5日は、議会運営委員会を開催し、質疑、一般質問の発言通告の確認と発言順序の決定、9月8日及び11日から14日までの議事日程の協議、決算特別委員会の役職者の氏名の確認でございます。

8日の本会議は、市長提出議案を上程し、質疑でございます。質疑が終わりましたら、決算関連議案は、決算特別委員会を設置してこれに付託、他の議案は、空港特別委員会及び常任委員会にそれぞれ付託でございます。引き続き、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任を

行ったのち、一般質問でございます。

11日から14日までの本会議は、いずれも一般質問でございます。14日は、本会議散会后、決算特別委員会全体会及び分科会でございます。

次に、15日及び19日から21日までは、決算特別委員会の各分科会におきまして、議案の審査でございます。

25日は、各分科会とも市長質疑でございます。市長質疑の順序は、午前中が第3分科会、午後は第1分科会、第2分科会の順でございます。

27日は、決算特別委員会の各分科会で、分科会報告の取りまとめを行ったのち、全体会で採決でございます。全体会終了後、議会運営委員会を開催し、決算関連議案に対する討論の発言通告の確認、28日の議事日程の協議でございます。28日の本会議は、決算関連議案を上程し、決算特別委員長の報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決でございます。

29日は、まず各常任委員会を開催し、議案の審査、その後、空港特別委員会を開催し、議案の審査でございます。

10月2日は、まず、空港特別委員会を開催し、議案の採決、その後、各常任委員会を開催し、議案の採決と請願・陳情の審査でございます。常任委員会終了後は、議会運営委員会を開催し、3日の討論等の発言通告の確認、北九州市、門司区、若松区及び戸畑区選挙管理委員並びに同補充員の選挙の候補者の確認、意見書・決議の賛否の表明、議事日程の協議等を予定しております。3日の本会議は、各常任委員会付託議案及び空港特別委員会付託議案を上程し、各委員長の報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決でございます。次に、北九州市、門司区、若松区及び戸畑区選挙管理委員並びに同補充員の選挙、意見書・決議等の採決を行い、閉会でございます。

ただいま確認いただいております会期日程案でいきますと、各案件の締め切りは、次ページの一覧表のとおりとなります。4日は、質疑、一般質問の発言通告の締め切り、14日は、点字による請願・陳情の締め切り、15日は、意見書・決議の締め切り、21日は、請願・陳情の締め切り、26日は、28日討論分の発言通告の締め切り、29日は、10月3日分の発言通告の締め切りとなります。なお、6月27日の本委員会で確認されましたとおり、発言通告及び意見書・決議などの締切時間が、今定例会から午後4時に変更されておりますので、あわせて確認いただき、各会派にて周知くださいますようお願いいたします。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、本会議の説明員について、事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー4をお願いいたします。本年7月1日付の組織改正に伴い、本会議の説明員の配席について、資料の太枠の箇所のとおり執行部から変更の申出がっております

ので、確認をお願いいたします。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、決算特別委員会の構成と役職について、事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー5をお願いいたします。令和4年度決算特別委員会の構成と役職につきまして、御説明いたします。決算特別委員会は、議員全員をもって構成し、3つの分科会を設置することとされております。第1分科会は、総務財政委員と経済港湾委員の19名、第2分科会は、教育文化委員と保健福祉委員の20名、第3分科会は、環境水道委員と建設建築委員の18名でございます。

次に、役職につきましては、資料に記載のとおり、委員長は公明党、副委員長はハートフル北九州、主査は第1分科会が日本共産党、第2分科会が自民党・無所属の会、第3分科会が公明党、副主査は第1分科会がハートフル北九州、第2分科会が日本共産党、第3分科会が自民党・無所属の会でございます。

以上のとおり確認いただけましたら、役職者の氏名を9月4日の午後4時までに事務局にお届けいただきますようお願いいたします。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、9月1日の議事日程について、事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー6をお願いいたします。議事日程第1号案でございます。

9月1日は、市歌の斉唱、人事紹介ののち本会議を開会し、まず、諸報告でございます。報告は、専決処分の報告についてから陳情の付託についてまでの27件でございます。

次に、日程第1会期の決定でございます。会期は9月1日から10月3日までの33日間でございます。

次に、日程第2議案第121号から、日程第52議案第171号までの51件を一括上程し、市長の提案理由説明でございます。提案理由説明が終わりましたら、9月4日、6日及び7日の3日間について、議案研究のため休会とすることを議決した後、散会でございます。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は、資料に記載の4件について協議します。私から、もう一度4件読み上げさせていただきます。まず、自民党・無所属の会

とハートフル北九州から提出されております本会議一般質問のオンラインでの実施について。公明党から提出されております発言者席の常設について。日本共産党から提出されております予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保について。4会派以外から提出されております傍聴席での飲水について。この4件を協議したいと思います。会派別に4件続けて御意見を伺いたいと思います。まず、自民党・無所属の会をお願いします。

**○委員（吉村太志君）** まず、ナンバー8の本会議、一般質問のオンラインでの実施については、提出会派のためよろしく願いいたします。

ナンバー10の発言者席の常設については、今後、新たな予算も必要となることや、平成29年に各議席のマイクも更新しているため、各議席のマイクを今は使用するべきであるという会派の意見でございます。

ナンバー12の正副委員長の発言機会の確保については、現在、正副委員長は、分科会間の総合調整を図るため、分科会には所属をしておらず、常任委員会と違い議員全員で構成されている委員会において、その役割は大変重要であると思います。したがって、正副委員長は、議事整理に専念すべきと考えます。

最後に、ナンバー19の傍聴席での飲水については、傍聴ロビーでの飲水ができるため、現在の取扱いどおりに考えていきたいと思っております。私たちも会派でいろいろ意見が出ました。その中で、飲み物を持ち込むことによって事件が起きるということもあり得る話であります。そうすれば、また、警備も今以上にやらなければいけない。これは非常に大変なことになります。飲み物を毎回調べるとか、そういうことも考えられますので、自民党としては、今回はロビーで飲水をしてもらいましょうという結論になりました。以上です。

**○委員長（中村義雄君）** 私から補足しますと今あるマイクは平成29年に更新して、マイクだけで500万円ぐらいで工事費は別です。たくさんお金かけてるんで、それを使うべきであるという意見でありました。公明党をお願いします。

**○委員（渡辺修一君）** 公明党から協議した内容をお伝えさせていただきます。まず、ナンバー8については賛成でありました。

ナンバー10については、提出会派なのでよろしく願いいたします。

ナンバー12については、正副委員長が一委員として分科会で発言する際に、各分科会を回りながら、自身所属の分科会の参加になりますと、執行部の説明や他の委員の質疑を十分に確認できないのではないか、また、他の質疑を確認できないまま自身の質疑を行うことが予想されるのではないかという意見もありました。また、持ち時間の中でどのように質疑を進めるかは各会派の自由ですが、持ち時間の中で議論を深めることが本当にできるのかとの意見もありました。また、正副委員長が効率的で円滑な委員会運営を本当に行うことができるのかという課題があることから慎重な検討が必要ではないかということになりました。

ナンバー19については、現在でもペットボトルや水筒等を議場へ持ち込んではいると思いま

すが、議場で飲水をすることができないために水筒等を出すことが行われてはいないと思います。議場で飲水するということになりますと、飲むと見せかけてそれを議場のほうに放出するんじゃないかなど、そういった危険が生じることがあるのではないかと。自民党の意見と同じなんですけども、手荷物検査等を行った上での実施は考えられるのではないかとという意見になりました。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ハートフル北九州。

**○委員（泉日出夫君）** まず、ナンバー8について、自民党と同じく提出会派ということにより、しくお願いしたいと思います。

ナンバー10の発言者席の常設については、やはり改修工事などの費用がかかるということで、これについては現時点では難しいのではないかとという意見です。

ナンバー12の予算・決算特別委員会の分科会の正副委員長の発言機会については、これについても委員長、副委員長の役割が大きいと思いますし、分科会の間での調整というのは大変重要なものだと思いますので、発言については例えば同会派の他のメンバーの方をお願いするといったことを会派内で調整しながら、委員長、副委員長については今の役割をきちんと果たしていただくということで発言の機会についても現時点では反対であります。

ナンバー19の傍聴席での飲水については、基本的には良いのではないかとということであり、す。しかし、やはり危険物などの持込みなども考えられるので、受付の際に1回水筒やペットボトルの中身を飲んでいただくというようなことであつたりとか、これまで傍聴の方の持ち物検査はやってないということを知っておりますが、やはり安倍元総理の事件であつたり岸田総理の事件であつたりということを考えれば、議場の安全性を保つという意味では簡単な持ち物検査を受付の際に1回行うことが必要ではないかと思ひます。以上です。

**○委員長（中村義雄君）** 日本共産党お願いします。

**○委員（山内涼成君）** 1点目の本会議のオンラインでの実施については、欠席議員が質問することに対して、まず違和感があります。

2点目の発言者席の常設については、費用が新たにかかるということでバツ。

3点目の予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保については、提出会派でもあり他都市の状況等も踏まえて、よろしくお願ひしたいと思います。

4点目の傍聴席での飲水については、もう今の時代、水分補給は時代に即するものであるというふうに考えますので、その点においてセキュリティー対策はやはり必要不可欠だろうということが話されました。以上です。

**○委員長（中村義雄君）** ありがとうございます。ここで協議事項の進め方を確認させていただきたいと思ひます。本日は4件ですが、協議事項は全部で17件あります。共通した話を御相談させていただきたいと思ひます。私の考えとしては、4会派ありますので3会派以上が反対ということであれば、議運は全会一致が原則のため、その時点でバツにさせていただきたいと思ひます。

半数以上の会派が賛成された場合は、議運の場でさらに討議して、その結果を会派に持ち帰ってもらって賛成にならないかというのを協議していただいて、次の議運で確認して4会派賛成になればマルとしますし、1会派でも反対があれば全会派一致という原則がありますのでそれはバツとします。このような進め方を原則にして考えたいと思いますが、それについて御意見はありますか。

(異議なし)

では、そのように進めさせていただきたいと思います。今御説明させていただいた進め方と言うと、公明党から提出されている発言席の常設については、マイクの件や費用が新たにかかることに反対という意見が3会派ありましたので、今回残念ながらバツということにしたいと思います。日本共産党から提出された予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保についても、ハートフル北九州、自民党・無所属の会はバツであり、公明党も慎重な検討が必要だということですのでバツにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。次に本会議、一般質問のオンラインでの実施については、自民党・無所属の会とハートフル北九州が既に提出会派ですので協議をしたいと思います。公明党がマルで日本共産党がバツということでした。日本共産党の理由としては違和感という理由が抽象的であったと思いますが、全会一致は非常に難しいことですので、3会派一致ということ踏まえてもう一度検討していただけないかなと思いますがいかがですか。山内委員。

**○委員(山内涼成君)** 少し説明不足でしたので、総務省の見解そのものが条例案など本会議での採決のための質疑、それから討論ができないということになると、一般質問のみしか認められないということになります。それと総務省の見解の趣旨としては、会社員とか子育て中の人たちが地方議員になりやすい環境整備だということがうたわれております。そもそも、本市でオンラインを認める条件というのは、感染症もしくは災害対策ということになっており限られた部分です。欠席扱いの上で一般質問だけわざわざする意味があるのかということが我々の意見です。

**○委員長(中村義雄君)** それについて皆さん何か御意見はいかがですか。泉委員。

**○委員(泉日出夫君)** 今日日本共産党が言われた欠席扱いになるということの部分についてです。質問するということは、非常に意味があるのではないかなと思っております。確かに欠席ではありませんけれども、やはり議員として、質問をするということの意味はオンラインでもあるのではないかなという思いを持っております。

**○委員長(中村義雄君)** 山内委員。

**○委員(山内涼成君)** 感染症や災害時という限定のうえということでもですか。

**○委員長(中村義雄君)** 泉委員。

**○委員(泉日出夫君)** そうです。



**○委員長（中村義雄君）** ほかの方は、御意見はいかがですか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** 議長や委員長と一緒に総務省に行ってオンラインの勉強をさせていただきました。質問をオンラインで行うことは今までできませんでした。今回法整備が行われ、災害や特にコロナのような感染症がまん延したときにでも欠席扱いではありますが、オンラインでできるということになりました。今までできなかったものができるようになったということは、開かれた議会などを目指していこうということで、国も今一生懸命そういう法整備もやっています。オンラインでの一般質問を日本中どこもやってないと思います。5市ぐらいが今チャレンジしてるという話も聞いてます。私たちも、1日でも早く条件等をクリアして、市民の皆さんからも信頼されるような議会を作っていくということが私たちもやっていかないといけないのではないかなと思います。私は早くこのオンラインで一般質問を行うことを成功させていくということが非常に大切なことだと思いますので、意見を言わせていただきました。以上です。

**○委員長（中村義雄君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 法整備と言われましたけれども、法整備そのものは今の総務省の見解では不十分だと思います。というのは欠席扱いだということです。これを出席扱いにするということが、そもそもの法整備だと思います。それを待つべきだと思います。

**○委員長（中村義雄君）** ほかは御意見はいかがですか。渡辺委員。

**○委員（渡辺修一君）** 公明党としては新たな感染症、災害というように限定させていただいておりますので、この点において自身で防ぎようがない事案に際しての一般質問をオンラインでということ、進めていいのではないかという意見がありましたので賛成をさせていただきました。ぜひ進めていきたいと思っております。以上です。

**○委員長（中村義雄君）** ほかはよろしいですか。検討する材料のひとつとして、実は委員会が災害とか感染症がまん延しているときは、オンラインで参加し質問できるようになってます。これは4会派で合意していることですので、これをベースに考えると本会議というのが同様に検討する価値もあるのではないかなと思っております。日本共産党さん各会派からこのような意見が出たことと、3会派はマルということ踏まえて、もう一度御検討いただけないかと思っております。再度会派で諮っていただいて、先ほど申し上げましたように次回本委員会で御意見をいただいて、そのときに全会派一致にならなければバツということにしたいと思っております。よろしいですか。

**○委員（山内涼成君）** はい。

**○委員長（中村義雄君）** 皆さまよろしいですか。

（異議なし）

次に傍聴席の飲水について、今の御意見を伺うと全ての会派で不審物の持込み対策がネックになっております。これをクリアすれば、どこの会派も賛成ということだったと思っております。少

し議論をそこに絞って話をさせていただこうと思います。具体的な例としては、手荷物検査や事前に飲水してもらうなど中身の確認ということが出てきましたので、現実的にここに取り組むかどうかというところが一つの議論のポイントになると思います。それについて皆さん何か御意見などありますか。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** これ十分なセキュリティー検査が可能でしょうか。

**○委員長（中村義雄君）** 十分かどうかは別として、まず、今やってないので、十分じゃないかもしれないけど何かやったほうがいいのではないかと御意見だったと思います。十分と言えばそれこそ空港レベルの話になりますので、それは非現実的な話かなと思います。日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 何が起こるか分からないのが、世の中の常でありまして、そんな中、議場で事件、事故が起きるとそれが話題になって安全対策等々、今皆さんが言ったように相当厳密な検査をしないと、水筒に入ってるものについては検査できないと思います。それをまかれて事故になったり、それから、先ほど公明党さんも言われてましたが水筒を投げられる可能性もゼロではないと思います。それと、水分補給の時期は1年中と言われたらそうかもしれませんがやっぱり夏場だけのものであって、それを1年通してすべきではないと思います。自民党にもいろいろな意見がありますが、私としたら委員長も言われたようにロビーのところで飲むことはできるわけですから、傍聴席での飲水はしないということをいろいろな意見がありました。自民党内でまとめたということです。

**○委員長（中村義雄君）** ありがとうございます。ほかに御意見いかがですか。具体的な持込み対策でいえば、ただいま議論で出ました議場に入る前に手荷物検査を行い、水筒を持っていたら飲んでもらうとかそういうレベルの話の御提案だったかと思います。それを実施すれば傍聴席での飲水は賛成というのがほとんどの意見だと思いますので、一度会派に持ち帰ってもらいたいと思います。飲水をするために、手荷物検査が必須条件というのが3会派の御意見だったと思います。手荷物検査もしくは傍聴席に入るときに持っているものを飲むということが実際できるかもしくはするべきかを含めて一度会派に持ち帰っていただいて、それを3会派とも検討していただいてもよろしいですか。日本共産党は既にマルですので、マルに向けるにはそういうセキュリティー対策がないと実施できないという3会派の御意見ですから、それが実際にやれるかどうかをもう一度検討ください。渡辺委員。

**○委員（渡辺修一君）** 事務局というか運営側が手荷物検査ができるのかどうかということでしょうか。

**○委員長（中村義雄君）** どこまでするかや実際にできるかなど、事務局と相談しなければいけないと思います。当然、費用の話が出てくるわけですから、発言者席のときは費用の話をして、これは費用の話をしなないということにはならないと思います。当然かかる費用がどうなのかの議論も含めての話だと思います。例えば飲物の中身の確認だけであればできるのではないかと

手荷物検査だったらできるのではないか。飲物のために検査をすべきだという意見ですので、そこを協議していただいて、次回委員会で御意見をいただきたいと思います。全会派の傍聴席での飲水ができる条件はそれだと思います。傍聴席での飲水ができるとなれば、3会派は基本的にセキュリティー対策がないと駄目だという御意見ですから、飲水はできずに今までどおりです。結論を次回出したいと思います。山内委員よろしいですか。

**○委員（山内涼成君）** 議場の議員たちは皆さんペットボトルなど置いています。それを市民目線で言うと何で私たちだけ駄目なんだと思うと思います。

**○委員長（中村義雄君）** そのことについては、正直自民党でも出ました。うちの会派は多数決を取りました。山内委員もう少し説得しますか。

**○委員（山内涼成君）** いやいや。そういう議論もありました。ただセキュリティー面は考えないといけないと会派の中で意見がありました。

**○委員長（中村義雄君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 逆に今まで全くそのような持ち物検査をせずに、傍聴させていたということがあるので、今回の協議事項を機会に持っている飲物を飲んでいただいたりとか、簡単な持ち物検査をすればある一定の規制ができるんじゃないかという思いがありまして、今回飲水を認める上で、検査をしていただきたいと思います。

**○委員長（中村義雄君）** ただ今回は空港で行っている検査などなかなかできないと思いますので、プロ野球のときに少しバック見せてくださいとかそれぐらいのイメージでよろしいでしょうか。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** それでも十分抑止力になると思います。

**○委員長（中村義雄君）** 今の御意見で飲水だけの話ではなくて、そもそものセキュリティーを高めるべきじゃないかという御意見も出てますので、その意見も踏まえて、持ち物検査や飲水検査を導入して、飲水していいよっていうところを認めるかどうかを3会派で検討いただければと思います。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** 飲水検査は相当難しいと思います。

**○委員長（中村義雄君）** 何か飲み物を持って人はちょっと一口飲んでくださいとそういう感じでいいんじゃないでしょうか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** そういうことをするんですか。

**○委員長（中村義雄君）** 空港でやりましたよね。泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 飛行機に乗る前にやりました。

**○委員長（中村義雄君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** ペットボトルだけ認めて、水筒を認めないとかいろんなことを考える必要があると思います。水筒は凶器になります。

**○委員長（中村義雄君）** 水筒だけ絞って話しますか。今そういう御意見も出ましたがいかがで

しょうか。日野委員。

○委員（日野雄二君）両方合わせてお願いします。

○委員長（中村義雄君）よろしいですか。それでは、不審物持ち込み対策が実際にできるかどうかを、主に3会派で話していただいて、もし賛成できるとなったときに日本共産党さん持ち込み検査に対して反対意見が出ることはないですか。山内委員。

○委員（山内涼成君）それはわかりません。

○委員長（中村義雄君）それを含めて、一応確認していただいてもいいですか。飲水がマルになるときは持ち物検査が必要かがセットになっています。一応そこまで確認しておいてください。山内委員。

○委員（山内涼成君）はい。わかりました。

○委員長（中村義雄君）本日の協議を踏まえ、引き続き各派会派での検討をお願いします。

次に、避難訓練についてを議題とします。北九州市議会災害・市民安全確保対応指針に基づき、避難訓練を9月定例会の初日に実施したいと思います。その実施要領案を作成しておりますので、事務局に説明させます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー8を御覧ください。避難訓練の実施要領案でございます。防災週間にあたる9月定例会開会日に、避難訓練を実施いたします。今年度の訓練は、本庁舎が同日に実施する全庁的訓練と同様に実施いたします。本庁舎では8時45分から開始しますが、議事堂では、本会議散会后、議員控室に戻られた後に実施いたします。

訓練の流れにつきましては、まず、緊急地震速報が流れ、議員控室にいる全員が机の下に頭を隠す等の身を守る姿勢をとっていただきます。廊下にいる方は、頭を守りながら低い姿勢をとっていただきます。直後に地震発生音が流れ、音がやみましたら、被害状況確認開始のアナウンスが流れますので、事務局が中心となり被害状況を点検いたします。対応可能であれば、会派事務員の皆さんにも控室内の被害状況を点検していただきたいと考えています。訓練は継続していますが、議員の皆様には被害状況確認に御参加いただくことなく、訓練終了となります。その後、議会棟全体の被害状況確認が完了したところで、訓練終了のアナウンスが流れます。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、次回委員会について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 配付資料の表紙をお願いいたします。次回の議会運営委員会は、資料に記載のとおり、9月5日の午前10時からを予定しております。案件は、質疑、一般質問の発言通告の確認と発言順序の決定、9月8日及び11日から14日までの議事日程の協議、決算特別委員会の役職者の氏名確認でございます。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

最後に、私からお願いがあります。先ほど議事課長からも説明がありましたが、発言通告や質問の際の議場配付資料等、事務局に提出する書類の締切時間が午後4時に変更されております。また、応招簿の代わりに会派控室前のランプをつける方法により、応招を確認することとなっております。変更後はじめての定例会になりますので、再度各会派において周知くださいますようお願いいたします。ほかになければ、本日は、これで閉会します。

---

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊟